

厚生労働省令第三十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表の二の（一）の（1）本文中「及び化学的合成品」を「、化学的合成品」に改め、「抗菌性物質」の下に「及び厚生労働大臣が定める放射性物質」を加え、同（1）ただし書中「ただし」の下に「、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質について」を加える。

附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。